

福島市議会会議録より

福島市議会で、平成15(2003)年に、市街化区域農地への「農地に準じた課税」が非常に厳しいとして、負担軽減を求めた質疑が行われています。しかし、求められた生産緑地地区の導入は、行政によってあっさりとして退けられました。その後、平成23(2011)年には税額が当時の倍を超えています。また生産緑地地区指定の見直しはありません。

なお、真田議員は「次年度からは負担調整によりまして税額がさらにふえる」と質問されていますが、厳密にはこれは「次年度もまた負担調整により・・・」となります。

平成15年9月定例会

平成15(2003)年9月11日

8番(真田広志)

次に、市街化区域内農地についてお伺いいたします。

現在、福島市の市街化区域は約5,030ヘクタールございます。そのうち約10分の1以上の550ヘクタールが農地として利用されてございます。地域により異なりますが、市街化区域内農地における固定資産税は調整区域内農地に比べ、平均で約38倍以上もの固定資産税が課せられております。次年度からは負担調整によりまして税額がさらにふえるとのことであり、都市部農家の方々は悲鳴を上げておられます。市街化区域内の作物であるからといって高値で売れるというはずもなく、この現状により都市部農家の生活を圧迫し、一部の農家では代々耕してきた土地を手放さなくてはならないという状況が生まれております。

都市計画の中での市街化区域の定義からすれば、区域内の一部の農地のみ固定資産税を下げるということは不可能でございましょう。しかしながら、希望者に関しましては、生産緑地法等の適用により税金を引き下げるなどの措置は考えていただけないでしょうか。

生産緑地法の目的といたしましては、都市部の農林業との調和を図りつつ、良好な都市環境の形成を図るとなっております。福島市総合計画の中にも都市緑化の推進が掲げられており、都市部の未来の子どもたちに公園等の人工施

設ではなく、農業という身近に触れられる場所を残してあげるというのも教育の上において必要なことではないでしょうか。

また、市街化区域内の一部の農地を条件つきで調整区域に編入する暫定逆線引きという手法も関東圏の一部で実施されているようでございます。これは、一たん調整区域にするものの、区画整理事業等により市街化のめどがたった段階では再び市街化区域に戻すというものでございます。これも含めまして、ぜひご検討いただきたいものでございます。

財務部長（梅津裕） お答えいたします。

固定資産税に係る市街化区域農地につきましては、地方税法により宅地並みの評価をいたしておりますが、生産緑地法により生産緑地地区に定められた農地については宅地並み評価が除外されております。

現在、本市においては生産緑地地区を定めておりませんが、農地の固定資産税の引き下げ措置として、平成15年度の地方税法の改正により市街化区域農地の課税標準額の上限が評価額の3分の1とされたことから、負担水準の高い農地については税負担が軽減されることになったものであります。

都市政策部長（佐藤克浩） お答えいたします。

市街化区域内の農地についてであります。生産緑地法による生産緑地地区制度の趣旨は、主に大都市圏における緑地機能などのすぐれた農地などの無秩序な市街化を抑え、計画的な農地保全を図るとともに、大都市圏における用地取得が困難な状況を踏まえ、将来的に公園、緑地などの公共用地として整備、活用することを目指した制度であります。

この制度の趣旨や、市街化区域内にまだ多くの未利用地が残っており、その多くが農地であることなどを総合的に判断しますと、現在の福島市においては生産緑地地区制度を導入する状況にはないと考えております。

次に、暫定逆線引きについてであります。この手法は埼玉県が考え出した線引きの運用方法であると聞いており、一般的な手法ではなく、本県では行われておりません。

なお、埼玉県では有効な土地利用につながらないことから、平成17年までに運用を廃止する予定であると聞いております。